

## 自由民主党司法制度調査会

# 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るP T

2022年12月21日12:00より、標記のプロジェクト会議（座長：上川陽子先生）が開催され、新あすの会からも岡村代表幹事らが参加し、下記の要望書を提出し、米田龍玄事務局長、樋口文歌弁護士から具体的な事例の報告とともに趣旨を説明しました。

令和4年12月21日

自由民主党司法制度調査会

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るP T

座長 上 川 陽 子 先生

## 要 望 書

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

代表幹事 岡 村 勲

被害者の権利を擁護する弁護士の立場から、経済的に苦しんでいる被害者の実情について、下記のとおり、御説明し、要望します。

### 記

#### 1 損害賠償の回収の難しさ

犯罪被害者が被った損害は、現実には、加害者から支払われていません（2018年日弁連損害賠償回収実効性調査）。費用と時間をかけて裁判をしても、ほとんどの加害者は十分なお金を持っていませんし、刑務所に入るので、お金を稼ぐこともできません。

費用と時間をかけても持ち出しになってしまうので、多くの場合、裁判すらしていません。困窮している人ほど、無駄な費用をかけられず諦めています。

平成19年改正で『損害賠償命令制度』が導入されました。民事裁判よりも、負担は少なくなりました。しかし、負担が軽くなっても、加害者から支払われないことには変わりはなく、利用数は伸び悩んでいます（司法統計令和3年度版によれば344件/年。他方被害者参加の許可件数は1534件/年。）。また、裁判手続をしたとしても、財産をもっていないことや収入が限られていることを理由に、わずかな金額で和解することを強いられている例もあります。

国が損害賠償債権を買い取ってくれれば、泣き寝入りを強いられている被害者が救われます。

#### 2 被害者自ら手続をすることの負担

被害者自身が手続をしなければならないというのは、大きな負担です。

襲われた相手である加害者に賠償請求をすることで、恨みをかかってしまうのではないかと、ストーカーやDV事件では、相手に居場所を知られるきっかけを与えてしまうのではないかと、賠償請求をするかどうかの悩みはつきません。

加害者が財産を隠し持っても、被害者がそれを調べ、みつけ出すには限界があります。また、一度裁判をしても、加害者から回収ができなければ10年ごとに時効の更新の手続をとる必要があり、被害者の負担はずっと続きます。

国が損害賠償債権を買い取り、国が被害者に代わって加害者から取り立ててくれるようになれば、こうした負担から解放されます。

#### 3 損害賠償請求債権（債務名義）の取得すら難しい事案

加害者が自殺する例や（大阪梅田クリニック事件ほか多数）、犯人不明の未解決事件では、被害者は、損害賠償を請求する相手すらいません。また、心神喪失等で請求できない場合も、損害賠償を請求する相手はいません。このような事件の被害者は、損害の回復を求めるすべがありません。

国が、損害賠償請求債権を算定・査定し、買い取ってもらえれば、泣き寝入りを強いられている被害者が救われます。

#### 4 治療費等の負担に苦しむ被害者に必要な現物給付

加害者にかかる治療費は、逮捕された後服役中や死刑囚である間、事件による負傷だけでなく、事件とは全く関係がない治療もすべて国が負担します。ところが、被害者は、事件に巻き込まれた直後から、病院での治療費や薬代に

悩まされています（病院から健康保険を利用できないと誤った案内をされて全額を支払ったり、何度も窓口での説明を強いられる例もあります）。例えば、労災保険では治療等の現物給付がされており、国から現物給付によって治療関係費のほか、介護、義手義足、自宅改造などを受けられれば、被害者の負担は大幅に軽減されます。

### 5 カウンセリングの必要性

重篤な被害者や遺族は、事件後も日々精神的に苛まされており、心理的なケアが必要です。事件直後の警察官によるカウンセリングには限界があり、カウンセリングも現物給付される制度設計が望まれます。

### 6 犯罪被害者カードの必要性

あわせて、こうした給付を受けるに当たり、何度も被害の内容などを繰り返し説明させられることは、被害者にとってかなりの負担です。話すこと、思い出すことすらつらい事件もあります。こうした負担を減らすため、犯罪被害者カードを発行し、カードを提示すれば支援が受けられるようにしていただきたいと存じます。

### 7 事件について相談できる機関

被害者は、被害にあったことについて自分を責め、後悔し、日々つらい思いを抱えて生活しています。しかし、事件のことを話せる身近な存在は、意外とありません。被害者が安心して、些細なことでも話して相談できるような、加害者にとっての保護司のような存在を創設していただきたいと存じます。

### 8 現行の犯罪被害者等給付制度の問題点

#### (1) 損害に応じた支給がされていないこと

現在の制度は、死亡又は後遺障害の場合に、事件前の収入に応じた「給付基礎額」に、被扶養者の数に応じた「倍数」をかけあわせて算出されます。

このため、被害者・遺族が現実に被った損害が反映されず、民事裁判で認められる損害賠償請求債権の額との間に大きな差が生じ、大きな被害を被って苦しんでいる被害者・遺族にとっては、甚大な損害に対して、支給額が低額にとどまっています。

#### (2) 支給される被害者は少ないこと

日本と諸外国の給付制度との間には大きな差があり、この要因のひとつには、日本の場合、支給される対象が限られていることが挙げられます。

遺族給付金や障害給付金は、死亡事案や、後遺症が残った場合しか出ません。休業損害などは支給されず、治療費についても、原則3日以上入院した場合にしか出ません（重傷病給付金）。昨今は、医療が進歩し、相当の怪我をしたときでも、1日～2日の入院ですんでしまうことがあり、この場合には、休業損害のみならず、治療費すら支給されません。

多くの犯罪被害者は、犯罪被害者等給付金を受け取れないのが実情です。

#### (3) 加害者から受け取った金額が控除されること

加害者から、被害全額が支払われずとも、稀に、一部だけでも支払われる場合があります。しかし、その金額は、犯給金の支給額から差し引かれます。

被害金全額を受け取ったのであれば分かりますが、全体のうちわずかな部分の賠償を受け取った場合に、その余の不払い部分が多額に存在するのに、受領額分が差し引かれてしまい、犯罪被害者等給付金が支払われるのは限定的です。

#### (4) 生活保護受給者にとっての問題

生活保護受給者が被害にあい給付金を受け取ると、受領した分だけ、その後の生活保護費が支給されません。被害にあったことに対して受け取ったはずなのに、生活保護受給者にとっては、給付金を申請しても意味がない制度になっています。そのために生活保護受給者が給金の申請を諦める例がかなりあります。

#### (5) 親族間不支給の問題は依然として壁が厚いこと

平成30年改正で、親族間犯罪であっても「破綻していたと認められる事情がある場合」には、犯罪被害者等給付金が支給されることになりました。

ところが、今度は、「破綻」と認められるかどうかの問題になります。

犯罪被害給付制度事務処理要領（令和2年12月15日警察庁通達）に、「破綻」の例示がされているのですが、例えば、親子間の犯罪では、「子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合」「甥と叔父との間で、もともと交流がなく、人間関係が形成されていなかった場合」といった例が示され、これに当たらないような場合には、支給が認められません。

以上述べましたとおり、ただでさえ犯罪被害にあつて苦しんでいる犯罪被害者・遺族が、せめて経済的な面だけでも苦しまなくてすむような制度設計を要望します。

## 経済的補償に関する実情と要望

新あすの会事務局長 米田龍玄

代表岡村勲の事務所の弁護士で新あすの会の事務局長をしております米田龍玄と申します。新あすの会の活動をバックアップしている弁護士は、いずれも多数の被害事件を担当しておりますので、本日は、被害事件を担当している弁護士の立場から、経済的補償にかかわる、実情と要望をご説明申し上げます。

1番に言いたいのは、被害者は、加害者から損害賠償が支払われていない、という現実です。

脚注に引用しました日弁連の調査によりますと、殺人、強盗殺人、強制的性交殺人、傷害致死といった、被害者が亡くなった事件で、判決や和解などで賠償すべきとなった金額の全額が支払われたのは、90件のうちたったの3件でした。実は、現場の弁護士の感覚からすれば、3件もあるのかと、むしろ多いという感覚すらあります。

本日都合がつかずに来られなかった弁護士が担当したケースは、被害者は39歳の理学療法士でしたが、飲食店でのトラブルから、2名がかりで暴行されて亡くなりました。被害者から生活費を受け取っていた高齢の両親はショックで生きる気力も失うほどでした。民事判決で9700万円余りの賠償が命じられましたが、差押え回収できたのは、わずか70万円だったとのことです。

被害者から相談をうけると、必ず損害賠償請求の検討をしますが、費用と時間をかけて手続をとっても、加害者はお金をもっておりません。また、事件後は、刑務所に入るので、お金を稼ぐあてもありません。刑務所で受け取る報奨金を差し押さえることもできません。

費用や時間をかけただけ、持ち出しになるので、裁判手続すらしないのが実情です。生活に困って困窮している人ほど、無駄な出費はさけます。

※ 私自身、平成29年に神奈川県座間市のアパートで、9人の遺体が発見された事件を担当しました。女子高生が、強姦され、殺害された事件で、裁判をすれば、7千万円～8千万円の賠償が命じられますが、加害者は死刑になり、死刑囚からはとれないということで、裁判手続はしませんでした。加害者からは1円も支払われていません。後で述べますが、この件で、支払われた犯罪被害者等給付金は、最低額の320万円です。

平成19年の改正で、損害賠償命令制度が導入されました。民事と刑事はまったく別々だったのが、刑事事件に付随して、賠償請求ができるようになり、請求の手間、負担は少なくなりました。

しかし、負担が軽くなっても、加害者からとれないことには変わりはなく、持ち出しが、少なくなったというだけであり、利用数は伸び悩んでいます。先の座間の件でも、損害賠償命令制度の利用も諦めています。

また、このような状態ですので、たとえば、親族などがお金をかき集めて準備するので和解してほしいと言われると、本当の損害額に全然たりなくても、とれないよりはましと考えて、わずかな金額に減らして和解せざるを得ないケースもあります。

4名の少年が、51歳の被害男性に強盗し、顔面をあしげにして、高次脳機能障害になった事案では、少年4名のうち3名から、毎月4万円、3万円、3万円の合計10万円を受け取るだけの和解をせざるを得なかったとのことです。

要望書の2番目は、損害賠償請求をすることで、加害者から逆恨みをされるのではないかと、DVやストーカー事件では、それをきっかけに居場所が知られたり、再加害につながるのではないかと悩み、請求を躊躇してしまうことです。

また、加害者が財産を隠してしまった場合、弁護士がついていても、調査には限界があります。裁判をしても、10年後ごとに、時効にかかって消えてしまわないように、手続きをとらなければならないという負担もあります。

要望書の3番目に書いたのは、加害者が、事件を起こして自殺したり、死亡したりするケースや、犯人が見つからない未解決事件では、被害者遺族は、損害賠償を請求する相手すらいらないということです。犯行時に心神喪失だった場合も同様です。

国が損害賠償債権を買い取ってくれば、回収の危険や請求の負担がなくなり、泣き寝入りを強いられている犯罪被害者遺族が救われます。

こうした制度は、北欧で実施されていますので、日本でも導入できるはずです。

以上は、本年3月の、新あすの会の創立大会の第1決議と第2決議で求めたものです。お手元のオレンジ

色のチラシに、新あすの会の決議を記載しておりますので、ご参照ください。

要望書に戻りまして、4番目に記載したのは、治療費等の負担です。

加害者は、逮捕された後、服役中や、例えば死刑囚になっても、事件とは関係のない病気も含めて、すべて国の費用で治療されます。

ところが、被害者は、事件による病院代や薬代も、自分で支払わないといけません。ひどい例では、病院で健康保険を使わせてもらえず、全額自費で払われる例もあります。

例えば、工作中的事故で怪我をすると、労働災害となり、無料で病院にかかることができますが、犯罪被害者についても、費用の心配をすることなく、治療などの手当てを受けられる制度にしていきたいです。

また、要望書の5番、カウンセリングについて、重大事件の被害者や遺族は、トラウマやPTSDをかかえ、心理的ケアが不可欠です。

そして、6番目に、こうした支援を受けるにあたり、部署や担当者が代わる度に、思い出したくもない事件や被害のことを何度も説明しなくてはならないのは、非常に苦痛で負担です。犯罪被害者カードを作っていただけ、それを示すだけで、支援が受けられるような仕組みにしていきたいというのが、要望です。

以上は、新あすの会の第3決議と第4決議で求めたものです。

要望書の7番は、事件について相談できる機関です。被害者は、日々つらい思いを抱えて生活しています。家族が殺された事件の苦しみなどは、そう、やすやすと他人に話すこともできず、じっと自身の心に抱え続けています。

※ 先に紹介した座間事件は、もう5年以上経ちますが、未だに、電話で話すと、そのたびに、ひとしきり事件の話をし、少し楽になったと言われます。

加害者は、保護観察中や仮釈放中に、保護司に話をしたり、相談したりすることができますが、被害者遺族も、事件のことを気兼ねなく話したり、相談できる存在を作っていただきたいと思います。

以上は、新あすの会の第5決議です。

最後に、現行の犯罪被害者等給付金の問題点について話します。

(1)は、損害に応じた支給がされていないことです。

給付金は、死亡した場合や、後遺障害を負ったときに、給付基礎額に倍数をかけあわせた金額が支払われますが、これは、当てはまる条件から画一的に計算され、裁判で認められるような現実に被った損害、入院中や退院後の自宅療養中も仕事を休んだ分は一切でませんし、慰謝料もでません。そのため、裁判で認められる損害額と比較すると、支給額はわずかです。そして、先に述べたとおり、加害者からは支払われませんので、被害者は、被害の大部分が泣き寝入りです。

(2)について、お手元に諸外国との比較表をお配りしました。日本の給付金は、国民ひとりあたりに引き直すと6円と、諸外国の支給額とは桁違いです。その要因のひとつに、支給の対象が限られていることが挙げられます。

一定の給付金が支給されるのは、死亡の場合と、後遺障害の場合です。それ以外の場合、治療によって、後遺症が残らなかった場合は、でません。

治療費だけは、3日以上入院をした場合には、実費がでます。しかし、最近は、手術をしても、3日より短い入院で済んだり、入院もなければ、治療費すらすべて自己負担です。後遺症が残らなければ、給付金は、まったくのゼロです。

(3)は、加害者からわずかなお金を受け取った場合も、損害の大半が未払いであるのに、受け取った金額全部が差し引かれてしまうということです。

それから(4)、生活保護受給者にとっては、受給しても、それを使い切るまで、生活保護がストップするという問題があります。

最後に、平成30年の改正によって、親族間の犯罪（夫が妻を、親が子を、子が親を殺害したような場合）の不支給について一部修正されましたが、関係が破綻している必要があります。逃げて住所を秘匿しているなど、警察庁の定める要綱にあげる破綻している例にあらず、不支給になるケースもあります。

また、申請段階で、駄目だと言われて諦めてしまっている例があります。

以上、犯罪被害者・遺族の苦しみ、負担を話すとキリがありませんが、せめて経済的な面でも苦しまなくてすむ制度設計をしていただければ、切に望みます。

**事例報告**

被害者Aさん 犯罪被害に遭ったことによって生活保護を受けることに。

せっかく受け取れた犯罪被害者等給付金も収入認定されて自由に使うことができなかった。

弁護士 濱口文歌

弁護士の濱口文歌です。私は犯罪被害者支援の仕事  
を10年近くしています。今日は私が取り扱った事件の  
中から被害に遭って経済的にとても苦しい状態になっ  
てしまった依頼者のお話をさせていただきます。依頼  
者ご本人には今日お話をすることについてご了承をお  
願いしたところ、「いいわよ」と快くお受けいただき  
ました。

依頼者のAさんは事件発生当時67歳、スナックを経  
営していたいわゆるママさんでした。Aさんのお店は  
皆さんがテレビドラマでご覧になったり実際足を運ん  
だりしている、誰もがスナックと聞いて普通に思い浮  
かべるようなお店でした（個人事業主。事件前年平成  
29年度所得187万5180円）。

Aさんは、平成30年4月1日、お客に飲食代金の支  
払いを求めました。そうしましたところ、加害者はA  
さんの胸の付近を両手でどんと突きました。Aさんは  
そのまま後ろに突き飛ばされて廊下にひっくり返りま  
した。Aさんは、全治約97日間を要する大腿骨頸部骨  
折の傷害を負いました。後遺障害が残って自力で歩行  
することができなくなってしまいました。Aさんは車  
椅子で生活することになってしまったのです。仕事を  
することもできなくなり、お店は閉めることになって  
しまいました。

加害者は逮捕起訴されて裁判になりました。判決は  
懲役2年6月執行猶予3年となりました。

加害者の弁護人からは示談の申し入れがありました  
が、加害者には資力がありませんでしたし、Aさんも  
わずかばかりの金額ではとても示談に応じる気持ちに  
はなれませんでした。

そこでAさんは加害者に対して損害賠償命令の申し  
立てをしました。

加害者に資力がないことは分かっていたので、Aさ  
んは最低限の金額だけ請求しました。Aさんが当初  
請求した金額は216万9101円で、その内訳は、治療費、  
休業損害、営業できなくなった店の賃料相当額、入通  
院慰謝料等です。

Aさんは後に支給を受けた高額療養費（自己負担限  
度額を超えた治療費）については請求を一部取り下げ  
ましたが、残額の全額172万5788円についてはAさん  
の請求が認容されました。

損害賠償命令の確定後、加害者は23万5000円のみを  
任意弁済してきました。しかし、それ以上の金額は払っ  
てきませんでした。

Aさんは、事件後自力での歩行が困難となり車椅子  
での生活になってしまいました。元の仕事ができなくな  
り収入が途絶え、生活保護を受給することになりました。

私はAさんと相談して犯罪被害者等給付金の申請を  
しました。犯罪被害者等給付金を受給することができ  
ました（合計207万4695円。内訳重傷病給付金96万  
5000円、後遺障害給付金110万9695円）。重傷病給付金  
については満額認められましたが、給付金の金額を算  
定するに際し、加害者から任意に弁済を受けた金額（23  
万5000円）は控除されてしまいました。

しかもせっかく申請が認められた犯罪被害者等給付  
金は、生活保護を受ける前の収入と認定されてしまっ  
て、区役所に納めることになってしまいました。Aさん  
が全額自由に使うことはできませんでした。区役所  
の職員と相談の上でAさんの生活環境をよくするため  
に認められた限度で使うようになっています。

私が今になって反省点として思うのは、犯罪被害者  
等給付金をもっと早く受給することができたのなら、A  
さんの生活に必要な物を先に購入することができたの  
にということです。その後生活保護を申請すればよ  
かったと思います。しかし、Aさんは事件に遭ってす  
ぐに働けなくなって生活に困ってしまったのでどうし  
ても先に生活保護を申請する必要がありました。犯罪  
被害者等給付金をAさんの自由に使ってもらえなかつ  
たことが心残りです。

以上

## 補償額に関する諸外国との比較

令和4年3月16日

白井孝一作成

以下は、各国がウェブサイトで公表している数字を基に、算出したものである。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
人口 (1百万人未満切り捨て)	1億26百万人 (2020年)	3億31百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	83百万人 (2020年)	1000万人 (2020年)
総支給額 (1千万円未満切り捨て)	8億2千万円 (2020年)	471億3千万円 (2019年) ※1ドル=115.56 円換算	237億5千万円 (2020年) ※1ポンド=154.91円換算	497億4千万円 (2020年) ※1ユーロ=130.2円換算	492億1千万円 (2020年) ※1ユーロ=130.2円換算	12億9000万 (2021年) ※1スウェーデン クローナ=12.29 円換算
日本の人口比に修正 した場合の総支給額	8億2千万円	178億 92百万円	446億 04百万円	934億 92百万円	745億 92百万円	162億 54百万円
1人あたりの負担額 (1円未満切り捨て)	6円	142円	354円	742円	592円	129円

